

福島県知事

内堀雅雄様

要望書

令和6年12月24日

福島県商工会議所連合会

会長 渡邊博美

福島商工会議所
会頭 渡邊博美

郡山商工会議所
会頭 滝田康雄

会津若松商工会議所
会頭 渋川恵男

いわき商工会議所
会頭 小野栄重

白河商工会議所
会頭 鈴木俊雄

原町商工会議所
会頭 高橋隆助

会津喜多方商工会議所
会頭 佐藤富次郎

相馬商工会議所
会頭 草野清貴

須賀川商工会議所
会頭 菊地大介

二本松商工会議所
会頭 菅野京一

■福島県商工会議所連合会

I. 原子力災害及び頻発する自然災害の克服と県内産業の復興・再生に向けた支援強化(P5～11)

- ※ 1. 第二期復興・創生期間終了後の予算措置をはじめとした十分な支援の継続
- 2. 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続・拡充及び住民の帰還促進
- 3. 原子力災害の完全収束に向けた取組み
- 4. 風評被害払拭に向けた取組みの強化
- 5. ALPS 処理水海洋放出への的確な対応ならびに風評対策の徹底
- 6. 原発における処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合の賠償基準の取り扱いについて
- 7. 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施
- 8. 福島イノベーション・コースト構想、福島国際研究教育機構（エフレイ）等の推進・拡充
- 9. 福島県の観光振興の促進
- 10. 真の復興に向けたインフラの整備促進と国土強靱化に関する事業予算の確保
- 11. 福島空港からの二次交通の整備促進
- 12. 福島空港の広域防災拠点化に向けた福島空港公園(緑のスポーツエリア)の整備について
- 13. 頻発する自然災害からの復旧・復興支援と中小企業強靱化・事業継続力強化の更なる推進

II. 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化(P12～14)

- 1. アフターコロナにおける支援の強化と拡充
- 2. 物価・エネルギー高騰対策の推進
- ※ 3. 地域の中小企業の実情を十分に踏まえた最低賃金の設定と目標時期の見直し
- 4. 制度資金の充実・強化及び融資制度の創設
- 5. インボイス制度に伴う免税事業者の事業継続
- 6. デジタル人材育成事業の拡充

III. 中小企業支援機関に対する予算措置の拡充(P15～16)

- ※ 1. 商工会議所の経営指導員及び補助員の維持・強化
- 2. 小規模事業経営支援事業の充実

■福島商工会議所(P17)

1. 霊山 I C から福島市内を通り国道 1 1 5 号に至る新たなルートの整備促進
- ※ 2. 経営支援体制の維持・強化について

■郡山商工会議所(P17～19)

1. 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）における利便性向上(設備の向上・来場者駐車場の確保・交通費助成等)について
2. 福島県郡山合同庁舎の跡地・建物の利活用について
3. 幹線道路の整備促進について

■会津若松商工会議所(P19)

1. 会津地域への多機能型県営武道館の建設について
2. 霊山 I C から福島市内を通り国道 1 1 5 号に至る新たなルートの整備促進

■いわき商工会議所(P19～20)

- ※ 1. 経営支援体制の拡充について
2. 「常磐もの」の消費拡大について
- ※ 3. 小名浜港の機能高度化について
- ※ 4. 一般国道 6 号の整備促進について
- ※ 5. JR 常磐線の速達化について

■白河商工会議所(P20～21)

- ※ 1. 国道 294 号白河バイパスと国道 289 号交差点から以南(白坂地区方面)の早期道路整備促進について
- ※ 2. 県南地域の救急医療体制の整備拡充について

■原町商工会議所(P21～22)

1. 事業所存続のための事業環境の整備
2. 浜通り交通網の充実
3. A L P S 処理水の海洋放出を背景とした風評被害対策

■会津喜多方商工会議所(P22～23)

- ※ 1. 国道 1 2 1 号（喜多方～米沢間）の高規格道路整備促進について
- ※ 2. 福島県産小麦「夏黄金」の早期普及への支援について
- 3. 霊山 I C から福島市内を通り国道 1 1 5 号に至る新たなルートの整備促進

■相馬商工会議所(P23～25)

- 1. 相馬福島道路から主要施設までのアクセス道の整備促進について
- 2. 常磐自動車道(広野 I C ～山元 I C 間)の早期全線 4 車線化について
- 3. J R 常磐線相馬駅の東改札口設置並びに観光臨時列車の運行について
- 4. A L P S 処理水海洋放出に関する政府・東京電力への要望について

■須賀川商工会議所(P25～26)

- 1. 福島・台湾便定期就航に伴う本市観光振興に向けた市街地経由の 2 次交通の整備等について
- ※ 2. 経営支援体制の強化について

■二本松商工会議所(P26～27)

- 1. 安達太良山登山道等の整備復旧及びくろがね小屋の早期完成について
- ※ 2. 県道 3 5 4 号安達太良山線の道路改良について

I. 原子力災害及び頻発する自然災害の克服と県内産業の復興・再生に向けた支援強化

※ 1. 第二期復興・創生期間終了後の予算措置をはじめとした十分な支援の継続

東日本大震災並びに福島第一原発事故から13年が経過し、本県の復興は着実に進んでいるものの、東電による賠償金問題、根強く残る風評と風化、震災関連・コロナ禍の借入金返済、原材料不足や賃上げによる経営圧迫など、零細・中小企業を取り巻く環境は未だ厳しい。さらに、福島第一原発の廃炉は30年にわたる長期間の課題であることから、国が定める「第2期復興・創生期間」後も十分かつ安定的な制度・財源を確保し、本県の復興・再生を後押し頂けるよう国に対し強く働きかけていただきますよう要望します。

- (1) 「第2期復興・創生期間」以降の本県における復旧・復興の取り組みへの継続支援並びに必要な予算確保、長期にわたる復興・再生への支援拡充
- (2) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特区制度（税制・金融・規制緩和等）の継続

2. 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続・拡充及び住民の帰還促進

政府は、被災12市町村の被災事業所の事業再建・自立に向けた支援施策を集中的に展開し、原子力災害により生じた損害の解消を図る方針を示しています。

しかしながら、復興需要の減退や深刻な人手不足に加え、本県特有の問題である風評被害など、県内企業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、被災12市町村に留まらず県内全域の中小企業・小規模事業者が将来にわたって事業継続できるよう、事業再建をはじめ新たな販路開拓や新規事業の立ち上げ、人材確保の支援など、自立に向けた取り組みの拡充を図ることが必要不可欠であります。また、被災12市町村の住民帰還率は低く、

生活関連事業者は厳しい経営環境に置かれているため、更なる住民の帰還促進及び新規居住の促進を図ることが必要です。

ついては、第2期復興・創生期間においても国に対して復興財源の確実な支援継続措置を図るよう強く働きかけていただきますとともに、県内全域の被災中小企業・小規模事業者の経営努力を後押しするために、次の補助事業を継続・拡充下さいますよう要望します。

- (1) 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」並びに「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充
- (2) 中小企業等復旧・復興支援事業の継続
- (3) 多重債務を抱える被災事業者の負担軽減に向けた支援措置の継続・拡充
- (4) 福島県事業再開・帰還促進事業の継続

- (5) 産業復興中小企業等支援税制の継続・延長
- (6) 生活関連事業者の商圈形成につながる新規居住の促進強化
- (7) 若者（後継者等）の帰還促進と、避難元での事業承継意欲促進のための補助制度の創設
- (8) 特定復興再生拠点区域の整備促進
- (9) 被災地域への移住・定住促進対策の推進

3. 原子力災害の完全収束に向けた取組み

本県の復興にとって最大の課題である原発事故の収束は十分に進展しておらず、廃炉や汚染水及び処理水対策等多くの課題を抱えております。

つきましては、一日も早い原発事故の収束と廃炉に向け、次の事項について国と東京電力に対し強く働きかけていただきますよう要望します。

- (1) 県内原発の廃炉作業に向けた取組みの安全かつ着実な進展
- (2) 迅速、正確かつ分かりやすい情報開示
- (3) 中間貯蔵施設の県外最終処分に向けた国民理解の促進とステップの着実な進展
- (4) 放射線の高い場所の追加除染等、地域再生のための除染対策の徹底

4. 風評被害払拭に向けた取組みの強化

福島県は、東日本大震災から13年以上が経過した今も一部の国で福島県産農林水産物の輸入規制が続き、県内への観光客数や教育旅行受入数も震災前の水準には回復していないなど、県内の農林水産業や観光業等を中心に依然として風評被害が継続しています。

つきましては、国等と一層の連携を図り、風評被害払拭、諸外国の輸入規制の早期解除並びに失われた販路の回復や開拓に向けて次の事項を要望します。

- (1) 国内外における放射能と食品の安全性についてのリスクコミュニケーションの推進と本県に関する正しい情報発信の強化
- (2) 県産食品に対する輸入規制の早期解除に向けた取組みの強化
- (3) 販路回復や、新規販路の開拓に係る支援策の更なる充実

5. ALPS処理水海洋放出への的確な対応ならびに風評対策の徹底

ALPS処理水の海洋放出については、昨年8月の放出開始に伴い、一部の国において日本産水産物輸入の全面停止措置を行うなど影響が生じているほか、農林水産業を始めとする県内外の関係団体や自治体等から、新たな風評が生じることへの懸念が示されていることから、影響を最大限抑制するよう徹底した対策を講じるよう以下の内容について国に対し働きかけて頂きますよう要望します。

- (1) 処理水の海洋放出に対する万全な風評被害対策、国が前面に立ち責任を持って実施

すること。

- (2) 汚染水及び処理水の漏えい防止対策等、適正管理及び安全対策の徹底並びに新たな処理技術の検討を行うこと。
- (3) 処理水の海洋放出に当たっては、国際原子力機関（IAEA）など第三者機関による監視等、透明性を確保すること。
- (4) 処理水の放出が県産食品の更なる輸入規制につながらないよう他国への働きかけを強化すること。

6. 原発における処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合の賠償基準の取り扱いについて

令和4年12月、東京電力より、原発事故における多核種除去設備等処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合の賠償基準の考え方が示されました。

処理水放出による風評被害の影響について不安が広がる中、被害が発生した場合には、被害事業者に対し地域や業種の実情に応じた賠償が適切に実施されるよう、東京電力等に対し強い指導を行うよう次のとおり要望します。

- (1) 処理水の海洋放出による風評被害に対する賠償の取扱いに関しては、関係者の懸念に対し真摯な対応を行わせるとともに、取組みをさらに強化すること。
- (2) 賠償基準業種として示された、漁業、農業、水産加工業・水産卸業、観光業以外の業種についてもあらゆる業種を想定し、被害状況に応じた賠償を実施すること。
- (3) 損害額の算定方法については、処理水放出後、断続的に被害が出る可能性があるため、基準年について放出前年、放出前複数年平均のみとはせず、放出前数年から放出完了するまでの期間とするなど、放出後の影響も想定した賠償基準とすること。
- (4) 賠償の対応については、被害事業者に対する東電の担当者制や、賠償にかかる関連提出資料の統一化など一貫した体制とし、被害事業者の過度な負担とならないようにすること。
- (5) 賠償に関する問い合わせ先については、最初の相談窓口として東電関係者ではなく被害者に寄り添う姿勢を持った第三者を配置し、状況を客観視できる体制とすること。

7. 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施

東京電力は平成29年度以降も原発事故との相当因果関係が認められる損害が継続する場合は、適切に賠償するとしております。

しかし、一括損害賠償後の請求に対する支払は、9月末現在において、申請件数1,107件に対して認められたものが42件と極めて少なく、確認に長期の時間を要しており、賠償を断られるケースがほとんどの状況にあります。原発事故から13年が経過しますが、全ての被害者が請求の機会を失うことのないよう、損害賠償を迅速かつ適切に実施させるため、東京電力等に対して次のとおり強い指導を行うよう要望します。

- (1) すべての被害者に対して公平な請求機会を確保するため、原子力損害賠償紛争解決センターが令和5年6月にまとめた「原子力損害賠償事例集（追補版）」の更なる周知を図るとともに、被害事業者に分かりやすく丁寧に説明させること。
- (2) 風評被害の影響が大きい食品や旅館、ホテル等の商工業者において、一時的に売上が増加しその後風評により震災前より売上が減少に転じて営業損害が発生している場合には、農林業と同様に一定期間を平均した損益で算定するなど、適切に賠償を行わせること。
- (3) 相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど手続きの簡素化に取り組むとともに、記載例の作成、様式を記載しやすくすることにより、被害事業者の負担を軽減させること。
- (4) 商工事業者と農林業者の賠償基準に差が出ることは合理性がないことから、早期に業種別の営業損害賠償の基準を見直し、商工業者も農業者と同様の基準とさせること。

8. 福島イノベーション・コースト構想、福島国際研究教育機構（エフレイ）等の推進・拡充

廃炉やロボット技術に関連する研究開発やエネルギー関連産業の集積等を通じて浜通りの産業・雇用の再生を目指す「福島イノベーション・コースト構想」、及び本県をはじめ東北の復興を実現させる、日本の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する、世界に冠たる「創造的復興」の中核拠点としての福島国際研究教育機構の推進に伴う県内企業の再生や雇用創出に向けて次の事項を要望します。

- (1) 構想への県内企業の参入に対する予算措置を含めた積極的な支援
- (2) 原子力災害に見舞われた本県の復興・創生に向け、福島イノベーション・コースト構想の研究施設等の連携を重視した福島国際研究教育機構（エフレイ）の拡充強化及び取組・研究内容の県内全域への理解促進
- (3) 福島ロボットテストフィールドの活用促進支援
- (4) 県内全域が水素社会のモデル拠点となるための新たな水素ステーションの設置促進及び福島水素エネルギー研究フィールドの活用促進
- (5) いわき市へのバッテリー関連産業の誘致、集積を目的とする「バッテリーバレー構想」に対する支援

9. 福島県の観光振興の促進

観光産業は本県経済を支える重要な基幹産業の1つであり、その発展・振興は、風評払拭や復興の象徴にもなり得るものです。

つきましては、本県の観光振興の強化に向けて次の事項を要望します。

- (1) 福島県単独としては15年ぶりの開催となる2026年デスティネーションキャンペーン(DC)に対する支援及び前年のプレDC、翌年のアフターDCに対する支援
- (2) 地方の中小観光業の活性化のため、旅館ホテル、農業者、飲食店、交通、行政等

の連携による観光地域づくりの実現や情報発信・プロモーションの実施に対する支援

- (3) 地元産食材や地域の伝統食を活用したメニューや土産品開発への支援
- (4) 外国人観光客に向けた SNS などによる情報発信の支援・強化
- (5) アフターコロナにおける旅行傾向の変化や、インバウンドマーケットに対応するための、観光業等に対する設備等の更新・導入に対する支援
- (6) 地域観光の中核から現場に至る幅広い人材の確保、育成及び労働生産性向上に対する支援
- (7) 観光業に関わる様々な業種それぞれの実態を踏まえた統計情報の公開と、きめ細やかな観光振興施策の推進

10. 真の復興に向けたインフラの整備促進と国土強靱化に関する事業予算の確保

本県が真の復興に向けてさらに前進するためには、インフラ整備が必要不可欠であり、災害発生時のバックアップ機能を兼ね備えた広域ネットワークの重点整備と国における東北の観光復興の方針に合わせた、観光振興に直結するインフラ整備には早急に取り組む必要があります。

つきましては、県内のインフラ整備に合わせた令和4年福島県沖地震による被害個所の早期復旧と国土強靱化に関する事業予算の確保に関しまして次の事項を要望します。

(1) 幹線道路等

- ① 常磐自動車道県内区間の早期全線4車線化
- ② 磐越自動車道（会津若松IC－新潟IC間）の早期全線4車線化
- ③ 会津縦貫南道路の整備促進
- ④ 国道4号の県内4車線化
- ⑤ 国道6号の県内4車線化及び勿来バイパスの早期開通
- ⑥ 国道13号福島西道路の南進の着実かつ早急な供用
- ⑦ 国道115号相馬南バイパスの4車線化
- ⑧ 霊山ICから福島市内を通り国道115号に至る新たなルートの整備促進
- ⑨ 国道288号富久山バイパスの早期完成並びに全線開通
- ⑩ 県道12号線（原町－川俣間）の整備促進
- ⑪ 県道相馬新地線はじめ相馬市内の福島県が管理する幹線道路の早期復旧

(2) 鉄 道

- ① JR常磐線沿線の被災12市町村の住民及び商工業者の利便性（首都圏への移動）向上を図る運行ダイヤの実現
- ② 観光路線を兼ねたJR只見線の持続的運行の整備促進

(3) 港 湾

- ① 相馬港・小名浜港の港湾機能の強化と強靱化
 - ② 小名浜港東港地区国際物流ターミナルの利用促進
 - ③ 福島県沖地震により被害を受けた相馬港埠頭の早期復旧
- (4) 空 港
- ① 福島空港の国際定期線（ソウル線及び上海線）の早期再開並びに親日国である台湾・ベトナムをはじめとするアジア各国との国際定期線の新設
 - ② 福島空港の国内定期線（札幌線・大阪線）の充実及び沖縄線の復活を含む国内定期線の新設

11. 福島空港からの二次交通の整備促進

福島空港をはじめとする地方空港については、物流や旅行、災害支援等多様な効果が評価されており、特に東日本大震災時には人命救助、物資及び帰宅困難者に対応した輸送等に活用できる社会公共財としての価値が示されました。

また、福島空港については、インバウンド、観光、コンベンション及びビジネス等での活用が期待されていることから、空港とのアクセス強化は重要な課題です。

つきましては、県民すべてが空港の利便性を享受できるよう福島空港から新幹線停車駅までの軌道系アクセスや、交通の結節点となる中核都市まで高規格道路で直接連絡できるよう要望します。

12. 福島空港の広域防災拠点化に向けた福島空港公園(緑のスポーツエリア)の整備について

近年、全国的に運動公園を広域防災拠点として整備するケースが増えており、大規模災害発生時には、全国からの消防や警察、自衛隊などの大規模な支援部隊の集結・活動拠点として、また、大量の支援物資の集積・集配の拠点として、さらに平時からの防災備蓄拠点として活用することが想定されています。

福島空港は、東日本大震災時において、新幹線、高速道路、港湾、仙台空港等の大量輸送機能が停止状態にある中、震度6強の地震に耐えて無事機能し、順次、大阪(伊丹)空港や新千歳空港、羽田空港、中部空港から食料や飲料水などが輸送されるなど、災害支援機能を発揮しました。また、近年は地震や水害など大規模災害が頻発し、首都直下型地震や南海トラフ地震等に対応した広域的な災害支援体制の構築も求められています。

このような状況を踏まえ、福島空港を防災拠点空港として防災機能の強化を図るとともに、スポーツを通じた福島空港の利活用を促進するため、福島空港公園の緑のスポーツエリアにおいて、防災機能を有する陸上競技場や野球場等を整備するよう要望いたします。

13. 頻発する自然災害からの復旧・復興支援と中小企業強靱化・事業継続力強化の更なる推進

令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害等、近年は台風・洪水等の気象災害が激甚

化・頻発化する傾向にあり、また、令和４年３月の福島県沖地震等大規模地震も頻発しております。

つきましては、来たるべき災害に備え、地域経済を支え、地域コミュニティの維持に不可欠な中小企業・小規模事業者の経営力の強靱化を強力に支援し、被災企業が継続して事業を行えるよう次の事項を要望します。

- (１) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の継続及び被災者の立場に立った制度の構築
- (２) 被災者支援補助事業の申請及びその後の事業報告に係る提出書類の簡素化
- (３) 復興後の経済発展を見据えた予算の継続
- (４) 被災事業者に対する資金繰り支援や災害融資制度の拡充強化、繰り返し被災した事業者への更なる支援強化
- (５) 基礎自治体と連携した治水対策をはじめとする地域の実情を踏まえた災害対応力向上予算の重点的な拡充及び事業所における土地のかさ上げや浸水対策、事業継続計画の策定後等に対する更なる支援措置
- (６) 令和元年度東日本台風による豪雨災害において、県内の阿武隈川流域を中心に浸水被害が発生し、地場企業及び進出企業において甚大な被害となったことを踏まえ、激甚化する災害に対する車両運搬具等動産の一時的避難場所の確保

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化

1. アフターコロナにおける支援の強化と拡充

アフターコロナが進展する中、回復しつつある需要に対して慢性的な人手不足が県内中小企業・小規模事業者の経営を圧迫、さらにはゼロゼロ融資返済開始を受け、深刻な影響を受けています。

つきましては、中小企業・小規模事業者が失った顧客や取引機会を取り戻し、早期の売上回復を実現するため、更なる支援の拡充強化と国内外の販路開拓をはじめ、観光振興策等切れ目のない継続的な支援が図られるよう次の事項について要望します。

(1) 販路開拓

- ① アフターコロナに対応した新たな商品やサービスの開発等、業種にとらわれない柔軟性のある支援事業の創設
- ② アフターコロナからの売上回復のための販路拡大や商品サービス販売戦略に関するふくしま小規模企業者等いきいき支援事業補助金等の継続
- ③ 商店街等が地域の消費や賑わいを創出するために実施するイベントや、中小企業・小規模事業者に配慮したプレミアム付き商品券の発行等への財政支援の継続とイベント支援策の同一事業者による複数回活用を可能とするなどの制度の拡充

(2) 融 資

- ① 多重債務を抱える被災中小企業・小規模事業者が新たな借入れを行う場合における元金の返済猶予等の負担軽減措置
- ② ゼロゼロ融資等、既往債務返済のための資金繰りに苦慮している事業者に対する事業再生支援の強化

2. 物価・エネルギー高騰対策の推進

長引くロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響も重なり、原油や木材、金属、食料品等の原材料及びエネルギー価格が国際的に高騰して高止まりを続け、製造業や建設業、運輸業のみならず小売業、サービス業等あらゆる業種に影響を及ぼしています。

つきましては、中小企業・小規模事業者が地域経済を維持し、安定した事業を継続できるよう次の事項を要望します。

- (1) 経営環境が逼迫している中小企業・小規模事業者の光熱費等固定費の削減や原材料の切り替え、仕入先の再構築等、原油及び原材料高騰への取組みに対する福島県独自の補助金等支援事業の拡充強化を要望します。
- (2) 電力等エネルギー価格の高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的な支援及び原油等価格高騰の影響を緩和するための総合的な対策の迅速かつ的確な実施
- (3) 発注者に対して、価格転嫁の理解促進を図る「パートナーシップ構築宣言」の普及

拡大への取組強化と円滑な価格転嫁を実現するための連携強化

- (4) 公共事業受注の際の受注から納品までの期限が長い受注案件について、当初の見積額から値上がりの発生が想定されることから、再見積りを認めるなどの受注側に配慮した負担軽減支援措置の実施

※ 3. 地域の中小企業の実情を十分に踏まえた最低賃金の設定と目標時期の見直し

物価高騰が続く中で、国は経済界に対して、国民の生活水準を維持するための最低賃金を 2030 年代に全国加重平均 1500 円に引き上げることを表明しておりますが、その達成時期は 2020 年代に前倒しされています。

しかしながら、地方の中小企業・小規模事業者は、国の継続的な賃上げ要請の意図やその必要性については十分理解しつつも、燃料・原材料費の高騰、さらには度重なる大規模な自然災害や十分な価格転嫁が進展しないことなどにより、廃業に追い込まれる等、経営維持に苦慮するなど企業間の業績にはバラツキがあり、賃上げの原資となる収益確保が企業努力だけでは難しい現実に直面しています。

つきましては、中小企業・小規模事業者は、物価・エネルギー価格の高騰による収益の悪化や価格転嫁が進まないなど、地域経済を取り巻く環境が厳しい状況にあり、最低賃金の決定におきましては、地域最低賃金審議会の自主性を尊重し、地域の中小企業の経営状況、雇用実態、支払能力等に十分配慮した、労使双方が納得するような制度設計となるよう国に対し働きかけていただくとともに、次の事項についても要望します。

- (1) 賃上げ財源を確保できない中小企業・小規模事業者に対しては、新たに負担軽減のための補助制度を創設すること。
- (2) 大企業に対して、下請企業への過剰な値引き要求などの安易なコスト削減に走らないよう、下請法に基づく指導を強化すること。
- (3) 下請企業等の受注者が賃上げコストの上昇分を適切に取引価格に転嫁できるよう、親事業者等発注者への指導監督を強化すること。
- (4) 労働生産性を向上させるため、業務のデジタル化、DXへの設備投資等や職業訓練などの人材教育への補助制度の創設等、更なる支援強化を図ること。
- (5) 2020 年代に前倒しされた賃金引上げの達成時期について、地方の中小・小規模事業者の実情に応じた見直しを図ること。

4. 制度資金の充実・強化及び融資制度の創設

中小企業・小規模事業者は、人件費、原材料等の高騰による影響等により厳しい経営を強いられています。地域経済を支えている中小企業・小規模事業者の経営環境の悪化が長期化すれば、事業継続が困難となり地域の疲弊が予想されるため、次の事項を要望します。

- (1) 長期低利の融資制度、さらには利子補給措置等、中小企業・小規模事業者に対する制度資金の充実強化
- (2) 「ふくしま復興特別資金」、「伴走支援型特別保証制度」の取扱期限の延長と「SDGs推進企業を対象とした保証制度」の創設
- (3) 商工会・商工会議所等の推薦に基づき、小規模事業者に特化した長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設

5. インボイス制度に伴う免税事業者の事業継続

インボイス制度の影響は、中小企業・小規模事業者にとって大きく、事務負担は複雑かつ多大となり、特に免税事業者にとっては、取引を失い廃業につながりかねない制度です。

地域経済にとっては、消費税の課税・免税に関わらず大切な事業者であることから、制度導入後も免税事業者が取引から排除されずに事業を継続できる仕組みを国に対して働きかけていただきますよう要望します。

6. デジタル人材育成事業の拡充

ものづくり産業においてはDX技術導入が進んでいます。センサーやITを活用し生産状況等をリアルタイムで把握する仕組みや、集積された大量のデータを基にした改善活動等がものづくり企業の生産性を高めています。

しかしながら、中小企業・小規模事業者においてはDX技術の導入を図る人材が不足しており、早期の育成が必要です。

そのため、DXに関する人材を教育界と産業界が連携し、高校生の段階から育成するなど取組みの拡充を要望します。

Ⅲ. 中小企業支援機関に対する予算措置の拡充

※ 1. 商工会議所の経営支援体制の維持・強化

1960 年に「経営改善普及事業」が開始され、「小規模事業者数」に基づく経営指導員等の設置定数基準が導入されました。現在も多く都道府県で同基準が採用されておりますが、高齢化や人口減少に伴い事業者数は減少しており、同基準に拠ると経営指導員等の数はさらに縮減されることとなってしまいます。小規模事業者は地域経済社会を支える根幹であります。地域の衰退に歯止めをかけるためには、小規模事業者の自己変革への意識改革を促し、個々の経営力向上を図る取り組みはもとより、事業継続、事業承継や創業支援など、様々な角度から経営者に寄り添った伴走支援が求められております。

国の小規模企業振興計画においても、今後は「数」ではなく、小規模事業者が地域経済や産業に与える質的な影響を踏まえた「機能」を育成・維持していくことが求められております。

近年の商工会議所に対する経営相談は、税務、金融など従来の相談内容に加え、各種補助金の申請、賃上げや価格転嫁、デジタル化・DX、人手不足、働き方改革、脱炭素経営といった社会環境の変化に伴う新たな経営課題への対応など、質が大きく変化し、かつ多様化・専門化しております。商工会議所ではこれら様々な経営相談に対応するため、他の支援機関との連携を強化し、窓口相談の強化をはじめ、経営発達支援計画に基づく伴走型支援事業など各種施策の実施等を通して、小規模事業者に対する積極的な支援を実施する必要があります。さらに、自治体とも連携し、災害時の被災状況確認からグループ補助金等の復旧に向けた補助申請支援、コロナ禍での支援金対応等の再建支援等にも積極的に対応しており、行政が担いきれない公益業務等、エッセンシャルワーカーとしても地域経済社会の安定に貢献しております。

このような中で、制度創設当時の小規模事業者に拠る経営指導員等の設置定数基準は、現在の時勢には即していないと言わざるを得ません。つきましては、「経営改善普及事業」の基準として「小規模事業者数」に拠る基準は、地域の実情に即した基準へ見直して頂き、経営指導員、補助員の維持・強化をより強く要望いたします。

- (1) 商工会議所・商工会の補助対象職員の減員停止、削減計画の停止
- (2) 商工会議所補助対象職員の設置数の増員配置
- (3) 中小企業診断士等を専門経営指導員として採用する際の助成措置
- (4) 経営指導員の自己啓発に対する助成措置
- (5) 地域特性に応じた独自の経営支援事業に対する助成措置

2. 小規模事業経営支援事業の充実

中小企業・小規模事業者が厳しい経営環境の中、伴走型の経営支援ニーズに加え、近年多発している自然災害等に関する支援施策やインボイス制度、アフターコロナでの新たな

相談や事業への取組も急増し、膨大な業務量となっており、商工会議所・商工会のマンパワーが不足しております。つきましては、県内事業者の持続的発展及び地域経済の更なる活性化を推進するに当たり次の事項について要望します。

- (1) 経営支援人材の安定確保と熟練職員の継続雇用の為、県に準じて行う職員定年延長制度導入に必要な職員人件費補助金の拡充
- (2) 経営支援力強化のための事務局長設置要件の緩和
- (3) 「緊急雇用創出事業」の継続

1. 霊山 I C から福島市内を通り国道 115 号に至る新たなルートの整備促進

東北中央自動車道は、県北及び相双地域の振興はもとより南東北の振興に極めて大きなインパクトを持つものであり、大きな期待が寄せられておりますが、併せて東北自動車道と連結する道路整備の重要性が高まっております。特に霊山 I C から直接国道 115 号に至るルートが新設されますと東西の連携が強化され相双地区から会津地区へのアクセスが大幅に改善し、相馬港を活用した物流機能や会津地区との観光交流促進に貢献されるほか相双地区から、本県における医療の拠点であり「ふくしま国際医療科学センター」が設置された福島県立医科大学への緊急時のアクセスが大幅に改善されるなど、地域連携への効果が大いに期待されるものであります。

つきましては、東西連携強化のための福島市域における国道 115 号の新たなルートを整備いただくよう要望いたします。

※ 2. 経営支援体制の維持・強化について

近年の商工会議所に対する経営相談は、税務・金融など従来の相談内容に加え、各種補助金の申請、賃上げや価格転嫁、デジタル化・DX、人手不足、働き方改革、脱炭素経営といった社会環境の変化に伴う新たな経営課題への対応など、内容が多様化・専門化しております。商工会議所ではこれら様々な経営相談に対応するため、他の支援機関との連携や、窓口相談の強化をはじめ、経営発達支援計画に基づく伴走型支援事業など各種施策の実施等を通して、小規模事業者に対する積極的な支援を実施しております。

このような中で、制度創設当時の小規模事業者に拠る経営指導員等の設置定数基準は、現在の時勢には即していないと言わざるを得ません。つきましては、「経営改善普及事業」の基準として「小規模事業者数」に拠る基準は、地域の実情に即した基準へ見直し頂き、経営指導員、補助員の維持・強化をより強く要望いたします。

1. 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）における利便性向上（設備の改善・来場者駐車場の確保・交通費助成）について

福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）は、全国規模の大会やイベントが数多く開催されるなど、本県の経済活性化に重要な役割を担っております。

M I C E 会場には、時代のニーズに対応した施設、より来場者満足度を高める設備が求められております。

つきましては、本県への M I C E の誘致並びに産業振興のため、次の事項を要望いたします。

（1）設備の改善について

- ① 高速 wi-fi の改善
 - ② 和式トイレの洋式化
 - ③ 英語・中国語・韓国語等を表記した分かり易い看板や案内サインの設置
 - ④ 国際会議の開催時に必須となる同時通訳対応の設備の更新
- (2) 駐車場不足に対応できるよう新合同庁舎の駐車場の利用及びアクセス路の整備
- (3) 交通費の助成について
- ① 郡山駅からの距離があり、コンベンション等 M I C E 開催時には交通手段が限られているため、シャトルバス等の運行費用の助成について

2. 福島県郡山合同庁舎の跡地・建物の利活用について

福島県郡山合同庁舎については、郡山市安積町に新庁舎建設が進められておりますが、跡地の利活用は未だ公表されておられません。

合同庁舎が移転すれば、人の往来が途絶え、地域商店街の停滞や賑わいが失われる恐れがあるため、利活用の方針が注目されています。

については、現庁舎の跡地・建物の利活用につきまして、県民が集い、賑わいを創出できる“まちなか創生の拠点”としての活用を検討する取り組みを加速化されるよう要望いたします。

3. 幹線道路の整備促進について

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える社会基盤施設であり、地域の安全安心、地方創生及び地域経済の発展には、着実な整備が重要であります。

また、東日本大震災において、災害時の代替路線の確保や医療施設へのアクセス強化など安全性・信頼性の取り組みの必要性を現実として実感しました。

つきましては、以下の道路整備促進について要望いたします。

(1) 国道 288 号富久山バイパスの整備促進について

国道 288 号線は、県中地域と浜通り地域を結ぶ延長 85.5 km の幹線道路であり、緊急輸送道路第二次確保路線に指定されており、また福島県復興計画の「復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」において一部が「ふくしま復興再生道路」となっている幹線道路です。当路線は田村市から順次整備されていますが、阿武隈川以西の富久山バイパスが未着手になっていることから早期の整備促進を要望します。

(2) 内環状線の整備促進について

郡山市内の内環状線における国道 288 号富久山バイパス接続予定地点から市道

赤沼方八町線については、国道288号線バイパスからの交通を円滑に処理するため、早期の整備促進を要望します。

会津若松商工会議所

1. 会津地域への多機能型県営武道館の建設について

平成24年度の中学校学習指導要領の改訂により「武道」が必修化され、武道を通じた精神鍛錬が注目されていますが、会津地域は、会津藩以来の武士道精神が根付いた土地柄であり、現在でも様々な武道が競技レベルから生涯スポーツまで幅広く親しまれています。

こうした点から、当市への県営武道館を提案するものでありますが、その施設整備に当たっては、当市が教育旅行の拠点であること、国による「外客受入地方拠点」の選定を受けていることを勘案し、各種大会での利用に加え、コンベンション利用等、多機能型施設として整備されますよう次の事項について要望いたします。

- (1) 武道館設備については全国レベルの開催が可能な規模とすること
- (2) 国際会議や大規模見本市等のコンベンション機能を持たせること

2. 霊山ICから福島市内を通り国道115号に至る新たなルートの整備促進

東北中央自動車道は、相双及び県北地区のみならず、会津地区の振興にとりましても大きな期待が寄せられております。相馬港を活用した物流機能や観光交流促進による東西の連携強化には、霊山ICから会津地区につながる国道115号に直接至る新たなルートの新設が重要であります。

つきましては、相双地区から会津地区へのアクセスが大幅に改善されるよう、福島市域における国道115号の新たなルートの整備を要望いたします。

いわき商工会議所

※1. 経営支援体制の拡充について

(1) 中小・小規模事業者の経営持続化・成長発展のためには、伴走型支援を行う経営指導員の力が必要不可欠ですが、原子力災害被災地域においては、相談内容が複雑、高度化、多量化しており、経営指導員の業務内容も拡大しております。とくに、いわき商工会議所においては、広域性から3つの支所を設け、それぞれに経営指導員を配置しなければならない状況にあり、地域事業者に寄り添った経営支援の対応に限界が生じています。

については、経営指導員の増員・定数化を図って頂きますようお願いいたします。

(2) 困難な経営相談に円滑に対応できるよう経営指導員の能力向上を図る必要があることから、中小企業診断士資格取得のための費用助成を図って頂きますようお願いいたします。

2. 「常磐もの」の消費拡大について

東日本大震災・原発事故からの水産業の復興・振興のシンボルとも言える「常磐もの」について、水揚げ高の拡大、ブランド向上、DC 等を通じた PR により、消費拡大を図って頂きますようお願いいたします。

※3. 小名浜港の機能高度化について

- (1) 小名浜港ユーザー企業が負担する滞船料が莫大な金額となっています。港湾荷役の効率化を図り、滞船問題を解消するため、老朽化した荷役機械・港湾設備の更新をお願いいたします。
- (2) 沖防波堤・第二防波堤の整備促進のため、本年度県が策定した「小名浜港脱炭素推進計画～カーボンニュートラルポート形成に向けシンカする小名浜港～」の実現に向けて推進されますようお願いいたします。

※4. 一般国道 6 号の整備促進について

- (1) 北茨城圏との交流拡大、医療連携、物流効率化を図るとともに、「命の道路」としての役割を有する国道 6 号勿来バイパスについて、一日も早い開通にご支援賜りますようお願いいたします。
- (2) 慢性的な交通渋滞を解消し、安定した経済活動、安全安心な生活環境整備を図るため、国道 6 号常磐バイパス「林城・飯田交差点間」の渋滞解消について、ご支援賜りますようお願いいたします。

※5. JR 常磐線の速達化について

いわき駅に直結したマンションや病院の整備、福島イノベ構想に基づく様々な研究拠点の整備、福島 DC の実施に伴い、常磐線の利用客拡大が見込まれます。利便性が高まり、より多くの利用があるよう朝夕の 1 日 2 便、東京-水戸-いわき-浪江-原町-相馬-仙台を停車駅とする特急運行について、ご支援賜りますようお願いいたします。

白河商工会議所

※1. 国道 294 号白河バイパスと国道 289 号交差点から以南(白坂地区方面)の早期道路整備促進について

国道 294 号は、昨年の白河バイパス開通により、白河中央スマート IC と国道 289 号が直線で結ばれ、市民生活の利便性向上、病院への迅速な救急搬送、小峰城や南湖公園への観光誘客など、県南地域の経済活動を支え当市の発展に重要な役割を担う基幹道路であります。

しかしながら、バイパス供用後は、通勤時間帯や休日を中心に当該交差点付近で渋滞が

発生し、事故や経済活動の遅延が憂慮されるなど安全で円滑な道路交通に支障を来しております。

つきましては、都市計画道路として決定されている国道 294 号白河バイパスと国道 289 号との交差点から以南の白坂地区方面への早期道路整備促進について強く要望いたします。

※ 2. 県南地域の救急医療体制の整備拡充について

白河市を含む県南地域においては、第三次救命救急医療機関が存在しないことから、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進していくうえで「医療」の充実が重要課題であります。

現在、当地域の三次救急医療は、県南・県中の連携により、太田西ノ内病院を中心とする医療体制が構築されているところではありますが、救急搬送時に医療機関への受け入れに長時間を要するケースが頻繁に発生している状況にあり、重症傷病者の救命率向上へのためには救急医療体制の整備拡充が強く求められます。

つきましては、人命に関わる一刻一秒を争う救急搬送対応について、県南地域の救急医療体制の更なる充実等が図られますよう、下記の内容について強く要望いたします。

- (1) 傷病者への直接的医療行為が可能となるドクターカー医師の確保とドクターカー導入による出動体制の整備促進について
- (2) 隣接する栃木県の「那須赤十字病院(大田原市)」を新たなドクターヘリ基地病院とするための協力など県の枠を超えた医療圏の広域連携体制の構築について

原町商工会議所

1. 事業所存続のための事業環境の整備

管内商工業者は、自然災害の増加や物価高騰などの問題に加え、ALPS 処理水の海洋放出、中間貯蔵施設にある土壌の県外最終処分、廃炉へ向けた作業の継続など原発事故に起因する問題が長期に渡って継続し、事業者の経営環境は大きな変化が続くと想定されます。つきましては、商工業者が変化に対応し事業継続できるよう、次の項目を要望致します。

- (1) 事業者の事業・生業の再建に向けた補助制度・融資制度などの支援制度の継続
- (2) 福島イノベーション・コースト構想の啓蒙並びに波及効果を拡大する施策の推進
- (3) 相双地域に所在する商工業者に対する廃炉に関する受注促進及び交流人口増加に対する支援

2. 浜通り交通網の充実

国並びに福島県が強力に推進している福島イノベーション・コースト構想により、各拠点や関連施設の整備が進展し立地企業の進出が実現しており、今後も新たな企業、研究機

関、大学等の進出が期待されております。このような状況において、県内の地域と地域とを結ぶ幹線道路を整備することは非常に重要であり、同構想の促進と県内全体の産業振興に大きく寄与するものと考えます。

つきましては、福島イノベーション・コースト構想及び福島国際研究教育機構（F-REI）の立地による産業振興を円滑に推進し、南相馬市を含めた相双地域全体の復興を促進するため、次の項目を要望いたします。

- （１）常磐自動車道の早期全線４車線化
- （２）国道６号線の４車線化
- （３）相双地域と県中地域とを結ぶ幹線道路の更なる整備促進
- （４）ＪＲ常磐線の利便性向上への働きかけ
 - ① 首都圏～相双地域を結ぶ特急の増便並びに高速化
 - ② 仙台圏～相双地域を結ぶ急行等の運行
 - ③ 首都圏エリアと仙台エリアを跨いだＩＣカードの利用
- （５）相双地域と県北及び会津地域とを結ぶ、東北中央自動車道の霊山ＩＣから福島市内を通り国道１１５号に至る新たなルートの整備促進

３．ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を背景とした風評被害対策

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出が開始され、１年が経過し、関係機関の尽力もあって現在のところは管内において大きな混乱は起きていないものの、今後の影響について未だ懸念を払拭することができません。

ついては、ＡＬＰＳ処理水の処分水の処分に関する安全と安心が確保され、福島県の復興が円滑に進められるよう、次の項目を要望いたします。

- （１）海洋放出に起因する被災地域へのマイナスイメージの抑制
- （２）国内外における影響と食品の安全性について正しい情報発信の強化
- （３）風評被害が発生した場合の明確な基準に基づいた公正・公平な賠償制度の実施
- （４）風評被害の推認として活用する市場統計データを具体的に示し、個別の被害実態に沿った形での適切な賠償の実施

会津喜多方商工会議所

※１．国道１２１号（喜多方～米沢間）の高規格道路整備促進について

令和４年８月の豪雨災害では、国道１２１号大峠トンネル付近において、河川の氾濫、土砂崩れにより道路全幅崩落区間が複数ヵ所発生し、社会生活に様々な影響がありました。現在は、国の権限代行による応急復旧で片側交互通行が可能となっておりますが、一刻も

早い全面復旧が求められているところであります。

現在は、国の権限代行による応急復旧で片側交互通行が可能となっておりますが、一刻も早い全面復旧が求められているところであります。

当該道路は山形県と福島県を結ぶ緊急輸送道路としての安全性も懸念されることから、災害に強い交通ネットワークを確保し、さらには両県の観光、物流等の往来をより活性化させるために、昨年10月には国道121号（米沢～喜多方間）高規格道路整備実現同盟会が設立されました。

つきましては、国道121号（喜多方～米沢間）の高規格化の早期実現を国に働きかけ賜りますようお願いいたします。

※2. 福島県産小麦「夏黄金」の早期普及への支援について

本県は喜多方ラーメンや白河ラーメンなど地域性を活かしたご当地ラーメンが多く存在していることに加え、昨今のラーメンブームやインバウンドによるラーメン指向の高まりから、ラーメンは本県における観光誘客にとって重要なコンテンツといえます。

このような中、2019年に品種登録をされた小麦「夏黄金」は、ラーメンのみならずパンや菓子等の食品加工に適性があり、地域ブランドの差別化や地産地消の促進につながる可能性が高いといえます。しかしながら、福島県においては「夏黄金」の奨励品種登録に向けてスタートしたばかりであり、一般に普及するまでには数年を要する見込みとされています。

つきましては、福島県における小麦の地産地消による差別化を推進するためにも「夏黄金」の早急な奨励品種登録並びに一般への早期普及に取り組まれますようお願いいたします。

3. 霊山ICから福島市内を通り国道115号に至る新たなルートの整備促進

東北中央自動車道は、相双及び県北地区のみならず、会津地区の振興にとりましても大きな期待が寄せられております。相馬港を活用した物流機能や観光交流促進による東西の連携強化には、霊山ICから会津地区につながる国道115号に直接至る新たなルートの新設が重要であります。

つきましては、相双地区から会津地区へのアクセスが大幅に改善されるよう、福島市域における国道115号の新たなルートの整備を要望いたします。

相馬商工会議所

1. 相馬福島道路から主要施設までのアクセス道の整備促進について

一般国道115号は相馬福島道路と一体となり中通り・会津地方を結ぶ重要な幹線道路として、新たな物流、広域観光による交流人口の拡大に大きな期待を寄せております。

一方、東北中央道相馬福島道路の整備により、相馬から山形方面など地域のアクセスは

大きく改善されたものの、緊急時における相双医療圏北部から本県の救急医療拠点である福島県立医科大学附属病院へのアクセスは、十分とは言えない状況にあります。

また、相馬 I C から相馬港へのアクセスについても一部 4 車線化されておらず、物流増加に即応した環境に対応できておりません。

については、相馬地方の振興と当地域に暮らす人々の安全・安心な通行の確保やストック効果による広域的連携を推し進めるため、以下について関係機関に対し働きかけ下さるよう強く要望いたします。

- (1) 相馬福島道路霊山 I C から救急医療拠点である「福島県立医科大学附属病院」及び会津地域とを結ぶ国道 115 号に直接至る新たなルートの整備促進を図ること
- (2) 国道 115 号相馬南バイパスの県道相馬新地線から一般国道 6 号区間の早期 4 号線化に着手すること
- (3) 沿岸部の相馬地方から山形県内陸部の交流を促進させるため、東北中央自動車道桑折 J C T ～福島 J C T 間の高速道路料金の無料化を図ること

2. 常磐自動車道（広野 I C ～山元 I C 間）の早期全線 4 車線化について

常磐自動車道は、太平洋沿岸で首都圏と福島県浜通り・仙台圏の南北を結ぶ大動脈です。

さらに全開通した相馬福島道路との連結により縦横の高速道路網が整備され、物流や観光などによる交流人口の拡大など、地域経済の活性化が大きく期待されるところです。

つきましては、渋滞緩和や緊急時の安全性の向上を図り、輸送力を強化するため、広野 I C ～山元 I C 間の一日も早い全線 4 車線化の整備促進について、関係機関に対し働きかけいただきますよう要望いたします。

- (1) 「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間として位置づけられている浪江 IC ～山元 IC 間について、未事業化区間の早期事業化と事業中区間の早期着工
- (2) 「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間として位置づけられていない広野 IC ～浪江 IC 間について、優先整備区間への格上げ

3. JR 常磐線相馬駅の東改札口設置並びに観光臨時列車の運行について

相馬市は「相馬野馬追」や「相馬民謡」など、約 400 年にわたる歴史・文化・伝統を継承し、旧相馬中村藩の城下町として繁栄してきました。

しかしながら地域の中心市街地は、構造的な人口減少と経営者の高齢化や後継者不在などの環境下に加え、東日本大震災をはじめ度重なる地震災害や豪雨水害、新型コロナの影響を受け、これらをきっかけに廃業を決意した事業者も多く地域の衰退が懸念されております。

当所としても、文化の源であり市民の拠り所となる商店街の賑わい復活に向け、地元行

政や関係機関と連携し交流人口の拡大のための事業を展開しておりますが、人口減少に歯止めをかけることは難題となっております。

については、地域の交流人口の拡大による地域振興を図るためには基本的なインフラ整備とソフト事業が必要であるため、以下の項目について関係機関に働きかけ下さるよう要望します。

- (1) 相馬市の玄関口であるＪＲ常磐線相馬駅の「東改札口」の設置
- (2) 交流人口拡大を図るための「観光臨時列車」の運行

4. ALPS処理水海洋放出に関する政府・東京電力への要望について

管内事業者は東日本大震災以来、長年にわたり自らの生業の復旧・復興のため努力を重ねて参りました。しかしながら、令和３年及び令和４年の度重なる大地震により三度壊滅的な被害を受け、未だ施設復旧作業の途上にある事業者も多い状況下にあります。

管内事業者の復興へ向け積み上げてきた努力が無駄にならないよう、そして将来に希望を持てるようALPS処理水の海洋放出について以下の項目を関係機関に働きかけくださるようお願いいたします。

- (1) 国は国民及び国際社会の理解が十分得られるよう科学的根拠に基づく情報発信に引き続き努めること
- (2) 風評による影響が生じた場合は最大限抑制するよう徹底した対策を講ずること
- (3) 風評被害が生じた場合、東電は国の責任の下、漁業者のみならず関連の深い仲買、加工業者、宿泊業、土産店など幅広い業種に対し迅速かつ適切な賠償を行うこと
- (4) 賠償判断にあつては、地域エリア（市町村）の境界等では決して判断せず当該被害者実情に寄り添った賠償を行うこと

須賀川商工会議所

1. 福島・台湾便定期就航に伴う本市観光振興に向けた市街地経由の２次交通の整備等について

本年１月からの福島空港と台湾を結ぶ定期チャーター便が週２回運航に伴い、市内への台湾からのインバウンドを期待しているところです。

福島空港にはウルトラマン立像やジオラマ等が常設展示され、本市の市街地の通りには、ウルトラヒーローや怪獣のモニュメントが数多く設置されているとともに、まちなかには本市出身で特撮の神様と称される円谷英二監督を顕彰する「円谷英二ミュージアム」（複合拠点施設市民交流センターtette5階）や、市街地縁辺部には貴重な特撮資料が収集、保存され見学用として一部公開されている「特撮アーカイブセンター」もあり、「特撮」を

新たな観光資源としたインバウンドの促進を図っていきたいと考えております。

つきましては、「特撮」を活かした観光振興に向け、空港から市街地を経由する2次交通及び道路標識・各種案内板等への外国語表示等の整備をしていただくよう要望いたします。

また、一般社団法人アニメツーリズム協会では、毎年全世界のアニメファンの投票(台湾は海外投票者数第2位)により「訪れてみたい日本のアニメ聖地88」を公表しており、県内では当市のウルトラマンを含め4か所(須賀川市・いわき市・会津若松市・伊達市)が選ばれています。これら特撮・アニメの地域資源を活かし、台湾をはじめ県外などからの観光誘客を促進するため、一般社団法人アニメツーリズム協会や関係自治体、商工会議所等と連携を図りながら、「日本の特撮・アニメ聖地巡礼 in ふくしま(仮称)」等の特撮・アニメツーリズムの県内観光ルートを構築していただくよう要望いたします。

※2. 経営支援体制の強化について

近年の商工会議所に対する経営相談内容は、多様化、専門化しており、経営指導員の経営相談や訪問指導に対応する時間、労力が年々増加し、事業者に寄り添った伴走型支援を継続するうえで限界が生じております。地域の中小・小規模事業者は、地域の雇用を担い、地域住民の生活と地域経済の安定化を図るうえで必要不可欠な存在であり、地域の中小・小規模事業者の「身近な経営パートナー」である商工会議所の役割・責務は益々重要になるものと認識しております。

つきましては、経営指導員の増員・定数化を図っていただくよう要望いたします。

二本松商工会議所

1. 安達太良山登山道等の整備復旧及びくろがね小屋の早期完成について

安達太良山は、四季折々の自然が織りなす風景を堪能できる森林や溪谷を有し、初級者から上級者までの幅広い層の登山者が気軽にトレッキングを楽しめる場として、年間10万人の方々が訪れています。

一方、気象庁の常時観測火山となっていることもあり安全対策を講じる必要があります。

しかしながら、5市町村7つの登山口からの登山道は、長年の浸食等により危険な箇所が生じています。特に、整備頂いたロープウェイ山頂駅からの木道や階段は、年数が経過し損傷や破損が激しい状態となっております。

また、源泉かけ流しの温泉がある山小屋として親しまれるくろがね小屋は、老朽化に伴う建て替え工事により、昨年3月31日で営業をいったん終了。

2025年度の完成予定から、3年遅れの2028年度完成を目指し、10月25日に建築工事について公告がなされました。

これら登山道やくろがね小屋は、岳温泉地域を核とした観光資源でもあり、周辺観光関

連業種にも大きな打撃を与えています。そこで、次の項目について要望いたします。

(1) 安達太良山登山者の安全のため、早急に登山道の整備をお願いします。

(2) くろがね小屋の建て替えを予定通り進め、早期の完成と早期の再開をお願いします。

※ 2. 県道 3 5 4 号安達太良山線の道路改良について

県道 3 5 4 号安達太良山線は、市内から安達太良山山麓にある塩沢温泉（安達太良山塩沢登山口・塩沢スキー場）へ至る道路で、国道 4 5 9 と交わり、当市と国道 1 1 5 号（土湯・猪苗代）を結んでいるため交通量が多くなっています。特に、木ノ根坂地内においては、観光施設等もあり観光利用も多いものの、道路幅員が狭く通行に危険な状態となっています。つきましては、安全な通行を確保するため、早期の道路改良について要望いたします。